

訪問看護サービス重要事項説明書

医療法人研成会 訪問看護ステーション「おさち」の訪問看護事業の概要

1. (事業の方針)

- (1) 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、かかりつけ医師の指示のもと、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援するものとする。
- (2) 事業の実施に当たって、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. (事業所名称・所在地・連絡先等)

- (1) 名 称 訪問看護ステーション「おさち」
- (2) 所在地 長野県岡谷市長地小萩 1 丁目 11 番 30 号
- (3) 電話 / F A X 番号 0266-27-0852
- (4) 介護保険事業所番号 2060490030
- (5) 実施地区 岡谷市・下諏訪町

3. (職員体制)

区 分	資 格	常 勤	非常勤	兼 務	業 務 内 容	計
管 理 者	看護師	1 名			管 理 総 括	1 名
訪問看護	看護師	2 名			訪 問 看 護	2 名
	理学療法士				訪問リハビリテーション	
	作業療法士				訪問リハビリテーション	
	言語聴覚士				訪問リハビリテーション	
事務職員 看護補助者		1 名			保険請求等事務全般 訪問看護補助	1 名

4. (営業日及び営業時間)

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。休日は日曜日と年末年始 12 月 30 日から 1 月 3 日までと、お盆 8 月 14 日から 8 月 16 日までとする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

5. (サービスの内容)

- (1) かかりつけの医師（主治医）指示書により、居宅サービス提供書等に基づいて作成した「訪問看護計画書」に沿って、訪問看護サービスを提供します。
- (2) 病状や障害の全身状態の観察・清拭や洗髪の入浴介助等による清潔の保持・

食事介助及び排泄等日常生活の援助・褥瘡の予防処置・リハビリテーション・ターミナルケア・認知症患者の看護・療養生活や介護方法の指導・医療的処置の実施及び指導（吸引・カテーテル管理・内服管理等）・その他、医師の指示による処置と介護に関する相談を行います。

6. (利用料等)

- (1) 訪問看護は医療保険又は介護保険で利用できますが、利用者の身体状態・保険制度により、どちらか一方の保険利用となります。
- (2) 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとなります。但し、実費は医療保険・介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料と希望材料費・実施地区以外の交通費等です。(別紙参照)
- (3) 利用者負担金は月締めにて請求書を発行し翌月 10 日をめどにお渡しします。

7. (緊急時における対応方法)

- (1) 利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかにかかりつけの医師（主治医）に連絡し適切な処置を行います。かかりつけの医師（主治医）との連絡がつかない場合は、緊急搬送等必要な処置を行います。

8. (個人情報の保護)

- (1) 利用者又その家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に従い、正当な理由がなく、業務上知りえたご利用者様、またはご家族様の秘密を洩らしません。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。
- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

9. (サービスに関するキャンセル・変更・相談・苦情)

- (1) サービスの利用をキャンセル又は日程変更を希望する場合は、速やかにご連絡ください。

連絡先 (電 話) 0266-27-0852

- (2) サービスに関する相談・個人情報に関する事・苦情の問い合わせ

連絡先 訪問看護ステーション「おさち」

(電 話) 0266-27-0852 担当者 小口 明子

・当事業所以外にも 市町村・県の相談・苦情窓口へも伝える事ができます。

連絡先 岡谷市 岡谷市役所 介護福祉課 0266-23-4811

下諏訪町 下諏訪町役場 高齢者福祉課 0266-27-1111

10. (事故発生時の防止策及び対応方法)

- (1) サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかにかかりつけの医師（主治医）・利用者家族・居宅介護支援事業所・市町村等に連絡を行うとともに

に、必要な措置を講じます。

11.(虐待防止)

- (1) 当事業者はご利用者様の尊厳保持と人格尊重を常に心掛けながらサービス提供にあたります。また、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」を理解し、研修などを行うことで、虐待の未然防止に努めます。
- (2) 虐待について、ご利用者様、ご家族様からの相談に対応することで虐待の早期発見に努めます。
- (3) 事業者が虐待の発見をした場合、速やかに市町村への届け出を行います。また、市町村などによる調査に協力するものとします。

- ◎ 訪問看護ステーション「おさち」 担当者：小口 明子 0266 (27) 0852
- ◎ 岡谷市地域包括支援センター
(介護福祉課) 高齢者総合相談・権利擁護 月～金 8:30～17:15
0266 (23) 2336 (直通)
- ◎ 下諏訪町地域包括支援センター 0266 (26) 3377

12.(サービス提供の記録及び保管)

- (1) サービス提供に当たっては、事前に「訪問看護計画書」を作成し利用者又はその家族の確認を受け、月末には「訪問看護報告書」「看護計画評価」を作成し関係者に交付します。
- (2) 「訪問看護サービス記録」等の事業に関する書類を整備するとともに、契約終了日から 5 年間適正に保管します。記録物の開示につきましては、当法人の「診療情報等開示規定」に沿って応じます。

13.(その他)

- (1) 看護職員等は、年金の管理・金銭の貸借など金銭の取扱いはできません。
- (2) 看護職員等は、介護保険・医療保険制度上、利用者の心身の機能維持回復のための、療養上のお世話や診療の補助を行うとされています。それ以外の業務(買い物・掃除・受診移送を行うことはできませんので、ご了承ください。
- (3) 看護職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 当方の理由でやむを得ず訪問日時の変更の相談をさせて頂くこともありますので、ご了承ください。
- (5) 訪問看護ステーション「おさち」は、福祉サービス第三者評価は受けておりません。

則

平成 20 年 2 月 22 日 施行
令和 5 年 2 月 20 日 一部改正

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて

「重要事項」の説明を致しました。

令和 年 月 日

【 事 業 者 】

住 所 長野県岡谷市長地小萩 1 丁目 11 番 30 号
事業者名 訪問看護ステーション「おさち」

代表者名 医療法人 研成会 理事長 井口 光世 印

説明者名 印

契約及び本書面により、事業者から訪問看護サービスについて「重要事項」の説明を受け承諾致しました。

令和 年 月 日

【 利 用 者 】

住 所

氏 名 印

【 代 理 人 】

住 所

氏 名 印 (続柄)